

【件名】バ＝ラン県下におけるマスク着用義務化基準の一部修正について

●バ＝ラン県ではストラスブールを含む複数の自治体で、マスク着用が義務化されていますが、8日からその基準が一部修正されました。

1 バ＝ラン県ではマスク着用を義務化している以下の自治体において、その基準が一部修正されました。期間は9月8日7時から少なくとも9月30日までとなっています。
(従来通り、運動等身体活動(activites physiques)、スポーツ、芸術活動を行う者及び障害者等で医師の診断書を持つ者は除く。)

- ・ Strasbourg

公道及び全ての公共の場所

- ・ Schiltigheim、Bischheim

公道及び公共の場所(公園、庭園、市街緑地、労働者菜園・家庭菜園を除く)

- ・ Illkirch-Graffenstaden、Lingolsheim、Ostwald、Hoenheim、Haguenau、Sélestat、Bischwiller、Obernai、Saverne、Erstein

集会が開かれる可能性のある公共の場所(教育施設、宗教施設、運動施設、劇場、娯楽施設、多目的ホール及び遊び場等)から半径50メートルの範囲及び各市長により指定された範囲(中心街、商店街等)

バ＝ラン県庁ホームページ

<http://www.bas-rhin.gouv.fr/Actualites/Covid-19/Covid-19-reglementation-du-port-du-masque-obligatoire-pour-les-13-communes-du-Bas-Rhin>

3 その他、ご自身の居住地や渡航先の都市による対応は今後変更される可能性もありますので、外出・移動の際は、管轄する自治体の情報を確認することをお勧めします

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号:03-8852-8500

(フランス国外からは(+33)3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>